

## 5 食育推進基本計画

平成18年3月31日、食育基本法に基づく食育推進基本計画が策定されました。この計画は**平成18年度から22年度までの5年間を計画期間として**、多様な関係者の連携のもと、食育の推進に関する数値目標のほか、目標の達成に向けて取り組む各種の施策などが示されています。

### 食育の推進における平成22年度までの目標値

1. 食育に関心を持っている国民の割合 (70% 90%以上)
2. 朝食を欠食する国民の割合  
(子ども4% 0%、20代男性30% 15%、30代男性23% 15%)
3. 学校給食における地場産物を使用する割合 (21% 30%以上)
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合 (60%以上)
5. 内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)を認知している国民の割合 (80%以上)
6. 食育の推進に関わるボランティアの数 (20%増)
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合 (42% 60%以上)
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 (60%以上)
9. 推進計画を作成・実施している自治体の割合  
(都道府県100%、市町村50%以上)

### 食育推進運動の展開

食育推進運動の全国的な展開と関係者間の連携・協力をはかり、国民運動として食育を推進するため、  
毎年6月が「食育月間」、毎月19日が「食育の日」と定められました。